

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

講座審査基準

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会（以下「JAD」という。）は、能力開発の意義と社会人に能力開発の機会を提供するという公益的使命を自覚し、常に健全かつ良質な講座を提供するという目的をもって、JAD 講座審査基準を制定し、講座水準の維持・向上に努め、民間による能力開発の社会的信頼を高めるとともに、正常な発展を促進することに資する。

1 教育訓練施設

(1) 教育訓練施設の運営

- ① 教育訓練施設は、能力開発事業を継続的に安定して遂行する能力を有し、かつ、社会的信用を維持するものでなければならない。
- ② 教育訓練施設の代表者及び責任者は、能力開発に理解を有し、かつ、事業遂行に必要な能力と熱意を有するものでなければならない。

(2) 事務職員及び組織

教育訓練施設は、能力開発に関する事務を迅速かつ適切に処理するために必要な職員を置き事務組織を構成しなければならない。

(3) 専用施設

教育訓練施設は、能力開発に関する業務を行うために必要な専用の施設及び設備を備えなければならない。

2 能力開発責任者及び学習指導者

(1) 能力開発責任者

- ① 教育訓練施設は、教材の改善の企画、学習指導の円滑な運営その他の学習指導に関する教務をつかさどる能力開発責任者を置かなければならない。
- ② 能力開発責任者は、講座内容に関して識見を有する者でなければならない。

(2) 学習指導者

- ① 教育訓練施設は、学習指導を迅速かつ適切に行うため、講座の内容及び受講者数に応じて、必要な数の学習指導者を置かなければならない。
- ② 学習指導者は、当該講座の内容について十分な専門知識を有し、かつ、受講者に対し、能力開発を実施するにふさわしい者でなければならない。

3 教材

(1) 教材作成の原則

- ① 講座において使用する教材は、学習の特性を考慮し、容易に学習できるよう配慮されたものでなければならない。
- ② 教材の内容は、正確であるとともに、学問の発達及び社会の進展に応じたものでなければならない。

(2) 表現の方法

教材は、受講者の学力・教養・生活環境などに応じて、わかりやすく表現されており、表記等が適正でなければならない。

(3) 主教材

主教材は、当該講座の主たる内容を含み、学習の中心として使用されるものでなければならない。

(4) 補助教材

補助教材は、主教材を補完するものであって、受講者の学習を助けるために適切に使用されなければならない。

4 指導

(1) 指導の方法

指導は、面接指導、教材による指導、添削指導及び質疑応答の方法により、受講者の学習能力に応じて適切に行わなければならない。

(2) 教材による指導

教材による指導は、学習の目的及び内容を明らかにし、学習の計画及び方法を示し、研究の示唆を与え、練習課題及びレポートを設け、ならびに参考資料をあげる等により適切に行わなければならない。

(3) 添削指導 — 通信制の場合

レポートに基づく添削指導は、原則として月 1 回以上行わなければならない。

(4) 質疑応答 — 通信制の場合

受講者に対しては、原則として月 1 回以上質疑応答の機会が与えられなければならない。

(5) 修了の認定

教育訓練施設は、カリキュラムにしたがって、講座の全過程を受講した者に対し、その成績が所定の水準以上であるときは、当該講座の修了を認め、修了証書を授与しなければならない。

5 受講料

講座の受講料その他、受講者の納入する費用は、講座を運営するために必要な範囲内で合理的に算定した額でなければならない。

<附則>

- 1 この基準の改廃は、理事会の決議をもって行う。
- 2 この基準の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 この基準は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。